

秋田県総合政策審議会専門部会設置運営要領

(平成22年4月1日 総政－4)

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県総合政策審議会条例（平成17年秋田県条例第91号）第6条第1項の規定に基づき設置する秋田県総合政策審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 秋田県総合政策審議会に専門部会として企画部会、ふるさと定着回帰部会、産業振興部会、農林水産部会、人・もの交流拡大部会、健康長寿・地域共生社会部会及び未来を拓く人づくり部会を設置する。

(所掌事項)

第3条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 企画部会

秋田県の政策推進に係る企画に関すること、各専門部会の所掌事項に関する総合的な調整に関すること及び他の部会に属さない事項に関すること。

(2) ふるさと定着回帰部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「人口減少社会における地域力創造戦略」の総括に関すること及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」の推進に関すること。

(3) 産業振興部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「産業構造の転換に向けた産業・エネルギー戦略」の総括に関すること及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略」の推進に関すること。

(4) 農林水産部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「国内外に打って出る攻めの農林水産戦略」の総括に関すること及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」の推進に関すること。

(5) 人・もの交流拡大部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「未来の交流を創り、支える観光・交通戦略」の総括に関すること及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大戦略」の推進に関すること。

(6) 健康長寿・地域共生社会部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」の総括に関すること及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」の推進に関すること。

(7) 未来を拓く人づくり部会

第2期ふるさと秋田元気創造プランの「未来を担う教育・人づくり戦略」の総括に関するここと及び第3期ふるさと秋田元気創造プランの「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」の推進に関すること。

(運営)

- 第4条 専門部会は、総合政策審議会会長が指名する総合政策審議会委員及び専門委員で構成する。
- 2 専門部会に部会長及び部会長代理を置くこととし、部会長は専門部会の委員の互選によって定め、部会長代理は部会長が指名する。
 - 3 専門部会は、部会長が招集する。
 - 4 部会長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 5 企画部会は、他の専門部会の部会長と総合政策審議会の会長で構成する。

(設置期間)

第5条 各部会の設置期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 専門部会を運営し、当該専門部会に係る所掌事項を取りまとめる事務局は、次のとおりとする。

(1) 企画部会	企画振興部総合政策課
(2) ふるさと定着回帰部会	あきた未来創造部あきた未来戦略課
(3) 産業振興部会	産業労働部産業政策課
(4) 農林水産部会	農林水産部農林政策課
(5) 人・もの交流拡大部会	観光文化スポーツ部観光戦略課
(6) 健康長寿・地域共生社会部会	健康福祉部福祉政策課
(7) 未来を拓く人づくり部会	教育庁総務課

(庶務)

第7条 前条に掲げるもののほか専門部会の庶務は、企画振興部総合政策課が行う。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。